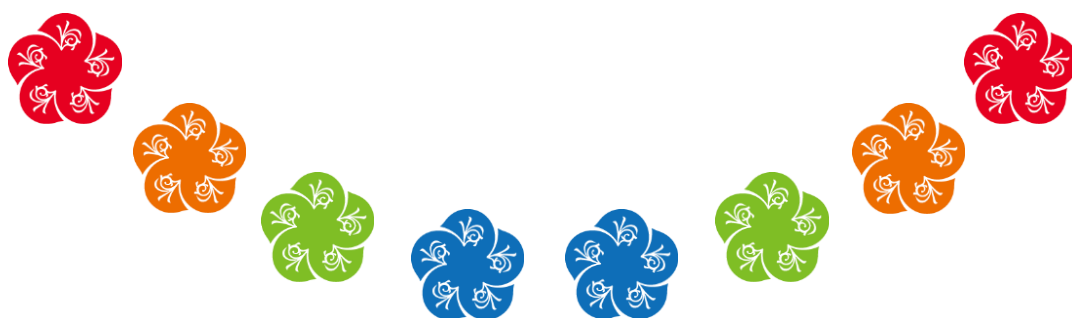




第2次 砥部町男女共同参画計画

～男女が共に個性と能力を発揮し、
あらゆる分野に参画できるまち～



令和3年3月

砥部町



はじめに

少子高齢化による人口減少や家族形態の変化など、私たちを取り巻く社会は目まぐるしく変化しています。このような時代のなかで、性別を問わず、誰もが自分らしく暮らしていくため、男女共同参画社会の実現が求められています。



加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症は、多くの影響を及ぼしており、オンラインの活用により働き方や暮らし方に新たな可能性が見出されている一方で、在宅時間の延長などによるパートナー等からの暴力や性暴力の増加・深刻化、家事・育児等の女性への集中などが懸念されていることから、男女共同参画の重要性を改めて認識する契機となりました。

本町では、平成23年に男女共同参画における総合的な計画として「第1次砥部町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めてまいりました。10年が経過し、男女平等の意識は高まりつつあるものの、性別による固定的な役割分担意識や、パートナー間の暴力や方針決定過程への女性の参画など、まだまだ課題があるのが現状です。

そこで、第1次計画を引き継ぎつつ、さらに推進していくために、防災・減災分野の男女共同参画の推進など、新たな課題に対応した「第2次砥部町男女共同参画計画」をここに策定しました。また、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村推進計画」にも位置付けています。

今後、この計画に基づき、総合的かつ計画的に「男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるまち」となるよう一層取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました砥部町男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート等を通じてご協力いただきました町民、事業者の皆様に対しまして、心から御礼を申し上げます。

令和3年3月

砥部町長 佐川 秀紀

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	第1次計画策定後の背景	2
(1)	世界の動き	2
(2)	日本の動き	2
(3)	愛媛県の動き	2
3	計画の性格（位置づけ）	3
4	計画の期間	3
5	計画の基本的な考え方	3
(1)	基本目標	3
(2)	計画の基本体系	4

第2章 主要課題とその取組み

1	男女の人権尊重と意識の改革	5
(1)	男女共同参画の視点に立った人権尊重の意識づくり	5
(2)	男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	8
2	誰もが安心して暮らせる環境の整備	11
(1)	パートナーからの暴力の防止と被害者の支援	11
(2)	人権意識の高揚と暴力の根絶	15
(3)	生涯を通じた健康支援	18
(4)	防災・減災対策における男女共同参画の推進	20
3	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	21
(1)	町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	21
(2)	地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	23
4	仕事と家庭生活の両立支援	25
(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進	25
(2)	男女の均等な雇用環境の整備	27

第3章 推進体制

1 推進体制 30

2 数値目標 31

参考資料

・男女共同参画社会基本法 32

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 37

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 49

・愛媛県男女共同参画推進条例 60

・砥部町男女共同参画推進審議会規則 67

・砥部町男女共同参画推進本部設置要綱 69

・砥部町男女共同参画推進審議会委員名簿 71

・用語解説※ 72

・図表索引 77

※ 計画本文中の「*」が付いている用語の解説をしています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会」とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条より)

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、現在までに男女平等の実現に向けて法律や制度の整備が進められてきました。男女共同参画社会の実現は、21世紀における我が国の社会を方向づける最重要課題です。この課題を解決するため、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5つを基本理念とし、国や地方公共団体の責務を定めた男女共同参画社会基本法^{*1}（以下「基本法」という。）が平成11年に制定され、これまで様々な取組みがなされています。

砥部町（以下「本町」という。）においても、基本法第14条第3項に基づく基本計画として平成22年度に「砥部町男女共同参画計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。令和2年度に本町の住民を対象として行ったアンケートでは、「男性も家事や子育てなど家庭の責任を分担して行すべきだ」や「男女が協力して家計を支えたり、家庭を守っていくべきだ」という項目に対して9割の人が「そう思う」「比較的そう思う」と回答し、男女共同参画の意識が根付いてきていると評価できる一方、家庭での「掃除・洗濯」「食事のしたく」は、女性が担当していると回答した人が7割強であるなど、課題もあることから、引き続き、男女共同参画の実現に向けた施策を推進する必要があります。

そのため、第1次計画における主要課題や重点目標を引き継ぎつつも、時代や社会の変化、新しい課題に対応できるよう見直しを図り、施策の指針を示した「第2次砥部町男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」^{*2}（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」^{*3}（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置づけます。

※計画本文中の「*」が付いている用語の解説は、末巻（P72～P76）に掲載しています。

2 第1次計画策定後の背景

(1) 世界の動き

第4回世界女性会議から20年目を迎えた平成27年(2015年)に、国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人地位向上委員会)がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。また、同年、国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)*4の目指すべきゴールの1つとして「ジェンダー平等の実現とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられています。

平成31年(2019年)には、「第5回国際女性会議WAW!」と「W20」(女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体)が日本で開催されました。

図1 SDGs ロゴ



(2) 日本の動き

平成25年(2013年)に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。また、法律名が、現在のDV防止法に改められています。

平成27年(2015年)8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が成立し、平成30年(2018年)5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立するなど、男女共同参画に関する法整備がなされました。

(3) 愛媛県の動き

平成29年(2017年)に、知事が愛媛の活性化を願い、愛媛で働く人を応援する「ひめボス宣言」(愛媛県版イクボス*5)を行いました。その後、知事と県内20市町の長がひめボス合同宣言を行っています。

また、平成 30 年（2018 年）には、性暴力被害者の心身の負担軽減や健康回復を図るとともに、警察への届出促進や被害の潜在化防止を目的として「えひめ性暴力被害者支援センター」（ひめここ）が開設され、被害者支援体制が強化されました。

3 計画の性格（位置づけ）

本計画は、基本法第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」及び女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に位置づけます。

また、本計画は、「第 2 次砥部町総合計画」を上位とした計画であり、国が策定した「男女共同参画基本計画」や愛媛県が策定した「愛媛県男女共同参画計画」と整合性を図った計画としています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年（2021 年）度から令和 12 年（2030 年）度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえながら、随時計画内容の検討と見直しを行います。

5 計画の基本的な考え方

（1）基本目標

「男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるまち」

男女共同参画の実現している社会は、男女が性別にとらわれることなく、社会の対等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、あらゆる分野における活動の中で、その個性と能力を十分に発揮し合い、共にいきいきと暮らせる社会です。

本計画においても、引き続き「男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるまち」を基本目標に掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 計画の基本体系

<主要課題>

<重点目標及び施策の方向>

1

男女の人権尊重
と意識の改革

(1) 男女共同参画の視点に立った人権尊重の意識づくり

- ・社会制度や慣習・慣行の見直しと意識づくり
- ・男女共同参画についての情報の収集と提供

(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

- ・あらゆる場における男女平等教育の推進

2

誰もが安心して
暮らせる環境の
整備

(1) パートナーからの暴力の防止と被害者の支援

- ・パートナーからの暴力を許さないまちづくり
- ・相談体制の充実及び支援体制の整備

(2) 人権意識の高揚と暴力の根絶

- ・あらゆる差別と暴力等を許さないまちづくり
- ・相談体制の充実及び支援体制の整備

(3) 生涯を通じた健康支援

- ・生涯を通じた健康づくり
- ・母子保健・医療の充実

(4) 防災・減災対策における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点での防災・減災対策の整備

3

政策・方針決定
過程への女性の
参画拡大

(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・町の審議会等への女性委員の登用促進
- ・管理職への女性の登用促進

(2) 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

- ・地域・職場での女性参画への啓発促進
- ・女性の人材育成と情報提供

4

仕事と家庭生活
の両立支援

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・育児休業・介護休業制度などの普及啓発
- ・子育てや介護・介護予防支援の充実
- ・多様な働き方への対応支援

(2) 男女の均等な雇用環境の整備

- ・雇用の機会均等な待遇確保の促進
- ・男女がともに働きやすい環境の整備
- ・農林業分野において女性が働きやすい環境づくり

第2章 主要課題とその取組み



主要課題1 男女の人権尊重と意識の改革

◆重点目標◆

(1) 男女共同参画の視点に立った人権尊重の意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野における活動に参画できることが必要です。男女平等を進める教育や人権のまちづくりなどの取組みにより、少しずつ改善はしてきているものの、人々の意識の中に長い年月をかけて形成されてきた社会制度や慣習・慣行の中には、未だに固定的な性別による役割分担意識が残っているのが現状です。

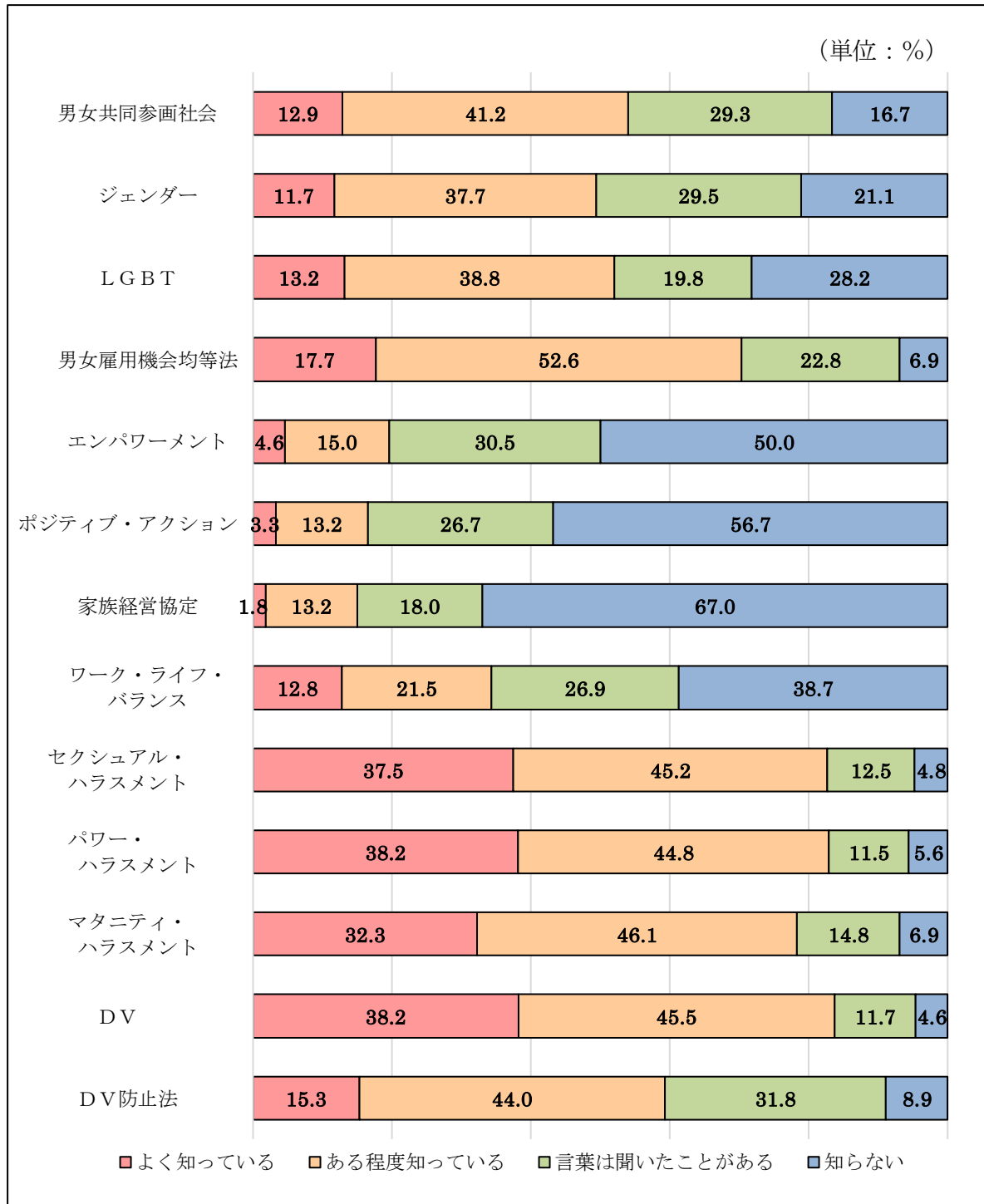
本町で実施した男女共同参画に関する住民アンケートにおける用語の周知度（図1）では、「男女共同参画社会」は「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると54.1%、「言葉は聞いたことがある」も含めると83.4%となりました。また、「セクシュアル・ハラスメント*⁶」や「パワー・ハラスメント*⁷」、「ドメスティック・バイオレンス*⁸」（以下「DV」という。）は「よく知っている」が4割弱、「ある程度知っている」を含めるといずれも8割以上であった一方、「ワーク・ライフ・バランス*⁹」は、「よく知っている」が12.8%で「ある程度知っている」を含めても34.3%であり、用語によって周知度に差が見られました。

結婚や家庭生活に関する質問（図2）では、「男女が協力して家計を支えたり、家庭を守っていくべきだ」は、「そう思う」「比較的思う」をあわせて95.2%と高い割合となっており、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」は「思わない」「比較的思わない」をあわせて82.3%となりました。このことから、本町は、比較的男女共同参画の意識が高いことが読み取れます。

しかし、実際の家庭での役割分担を聞いた質問（図3）では、「生活費」は男性が担っている割合が多く、「掃除・洗濯」「食事のしたく」は、女性が担っている割合が圧倒的に多い結果となりました。また、子育てにおいては、「子どもの教育としつけ」は「男女同程度」と「女性」が同じくらいでしたが、「子どもの世話」は、女性が半分以上となりました。実際の家庭での役割は、女性が多くを担っていることがわかりました。

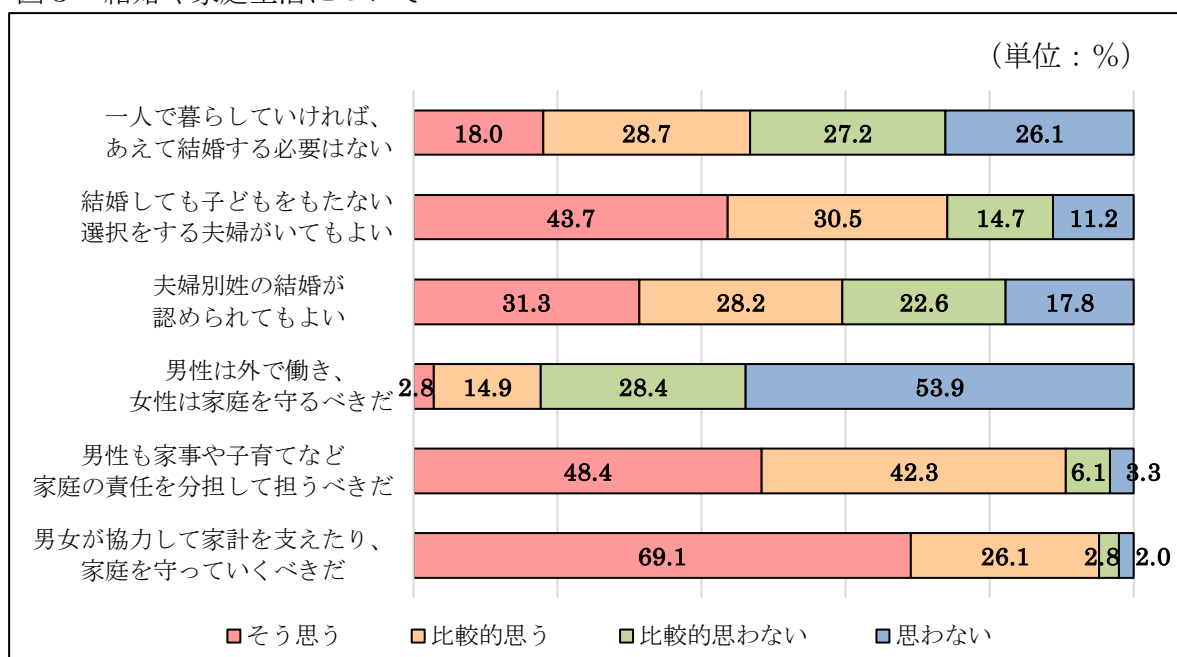
このように、固定的な性別による役割分担意識は、薄れつつある一方で、家庭での役割は女性に偏っており、不平等な現状にあります。男女共同参画社会の実現のためには、実態が意識に伴うような男女平等や人権尊重の意識づくりを行っていくことが重要となります。

図2 用語の周知度



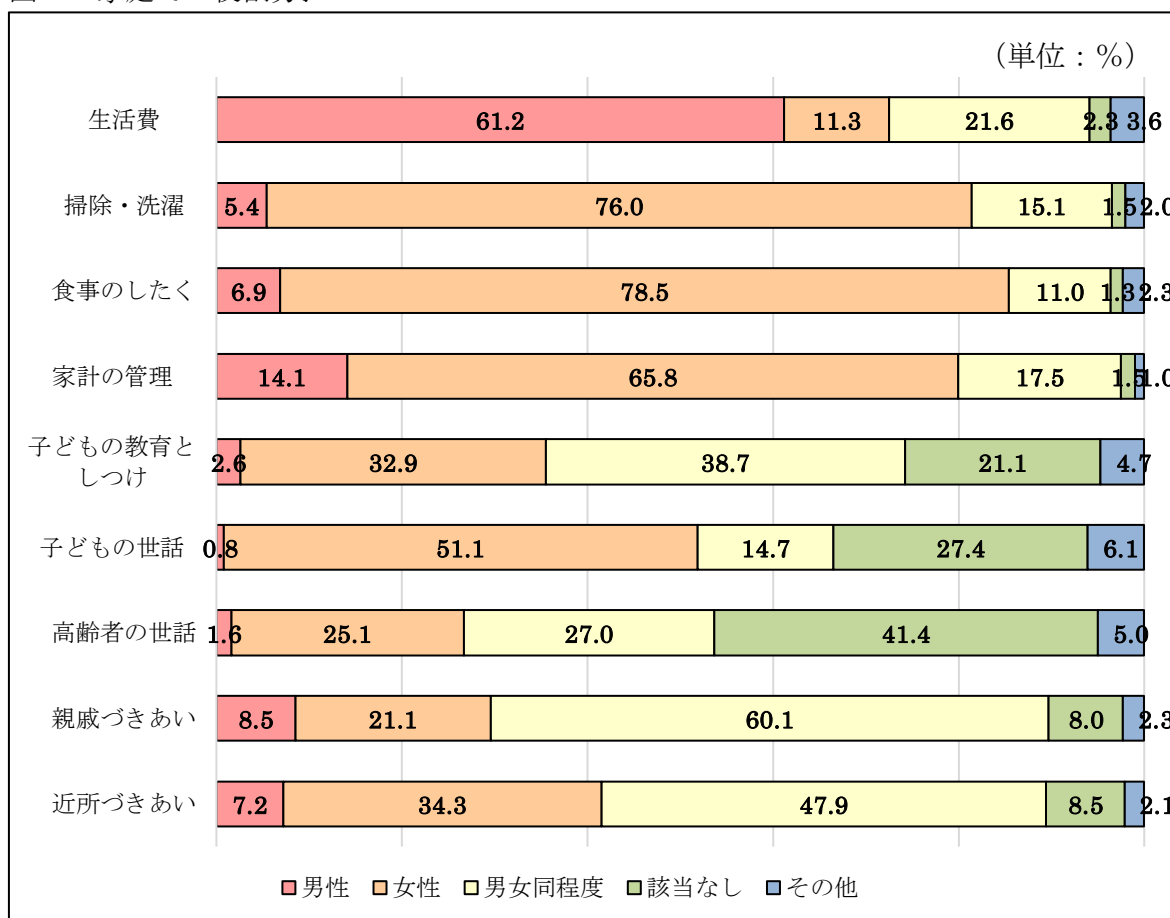
資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

図3 結婚や家庭生活について



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

図4 家庭での役割分担



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

施策の方向

①社会制度や慣習・慣行の見直しと意識づくり

- 男女の固定的な役割分担意識などの解消に努め、住民一人ひとりの意識に実態が伴うよう、あらゆる場で周知啓発を行うとともに、社会制度・慣行等の見直しが行われるような意識啓発を図ります。

②男女共同参画についての情報の収集と提供

- 国や県の男女共同参画関係機関や近隣市町より、男女共同参画の視点に立った男女平等や人権尊重の考え方に関する情報収集を行い、広く情報提供を進めるとともに、定期的な住民アンケートを実施して意識の浸透状況を調査・公表します。

◆重点目標◆

(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

現状と課題

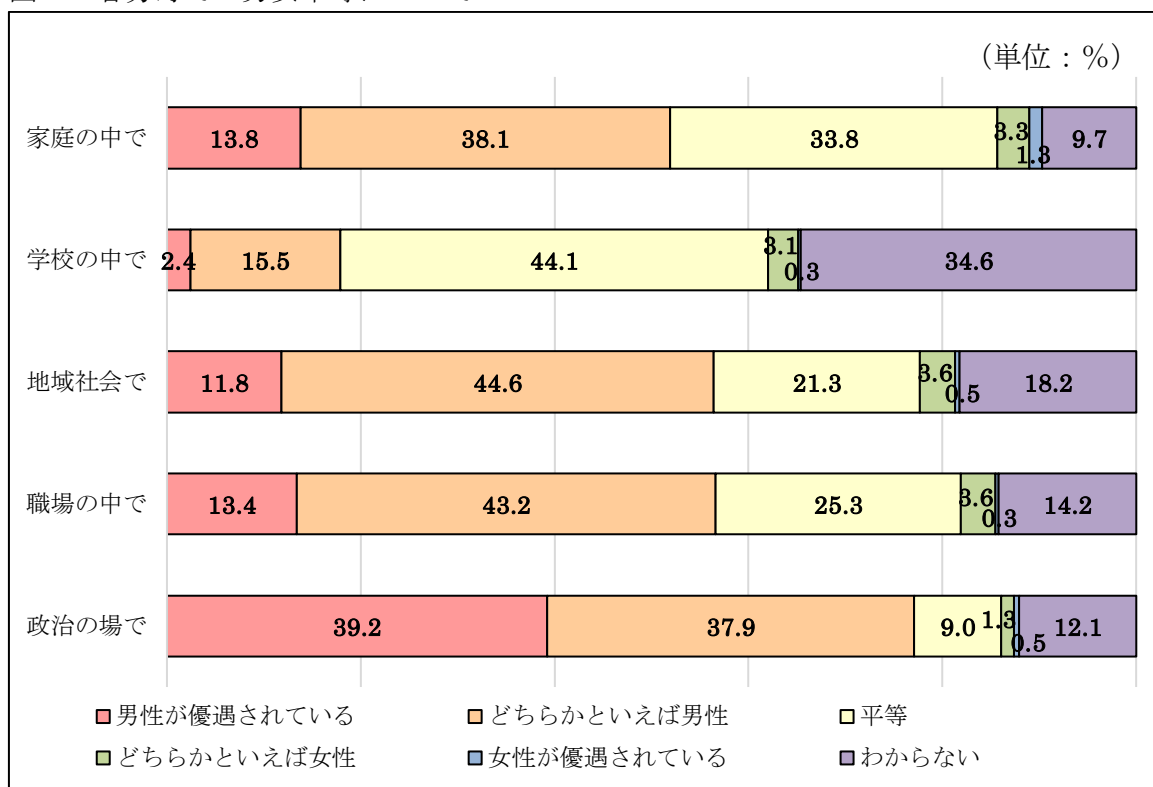
男女共同参画が実現した社会は、性別を問わず互いを認め合い、あらゆる分野で一人ひとりが個性と能力を発揮し、自分らしくいきいきと過ごすことができる社会だと言えます。この社会を実現するためには、男女平等は基よりLGBT^{*10}などの性的少数者に対する理解を深めていく必要があります。これらの人権意識を形成するためには、家庭や学校、地域などあらゆる場における教育や学習が最も重要であるといえます。

本町が実施した住民アンケートで、生活の様々な場面における男女平等についての意識(図4)を調べた結果、最も平等であると感じられている場面は「学校の中で」でしたが、平等と感じている人は、44.1%にとどまりました。また、「家庭の中で」、「地域社会で」、「職場の中で」は半数以上の人々が、「政治の場で」においては8割に近い人が、「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じているという結果となりました。

人格形成に大きな影響を与える家庭での子どもの教育方針について(図5)では、「男女わけへだてなく育てるものの、男の子らしさ・女の子らしさも多少意識して教育する」が最も多く62.7%、次に多かった「ジェンダー^{*11}にとらわれず、男女のわけへだてなく育てる」が18.1%と、大きく差が開きました。

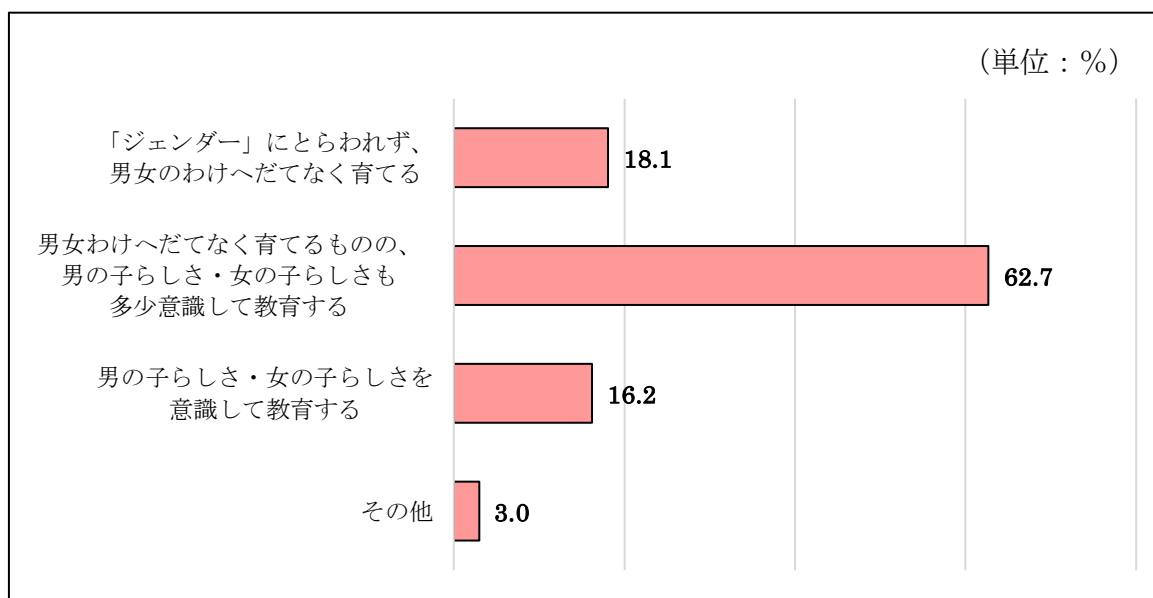
住民一人ひとりが、性別にとらわれない人権尊重の意識を持つためには、あらゆる機会や場を捉えて積極的に教育や学習に取り組むことが必要であり、体制を整えていくことが重要となります。

図5 各分野での男女平等について



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

図6 子どもの教育方針



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

施策の方向

①あらゆる場における男女平等教育の推進

- 家庭における教育は、男女平等において出発点となり、子どもの人格形成に対して大きな影響を与えます。性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が共に家事、育児、介護に積極的に参加できるように意識の浸透を図る必要があることから、広報・啓発活動を推進するとともに、研修会や講座などの学習機会の提供に努めます。
- 学校における教育は、集団の中で児童・生徒の考え方や行動様式の形成に重要な影響を与えることから、発達段階に応じた男女平等に関する教育を推進し、人権尊重や男女相互の理解と協力の必要性について指導を行うとともに、性別にとられない男女共同参画意識の育成に努めます。
- 地域における教育は、慣習や慣行などの性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることを認識し、男女平等や人権尊重の意識を喚起し改めていくことが必要です。そのため、生涯を通じて自主的に学ぶことができる学習の機会や環境づくりに取り組みます。また、性別や年齢を問わず、団体間の交流の機会を確保するとともに、地域における指導的立場への女性登用を促進し、地域活動での男女共同参画を推進します。



主要課題2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

◆重点目標◆

(1) パートナーからの暴力の防止と被害者の支援

現状と課題

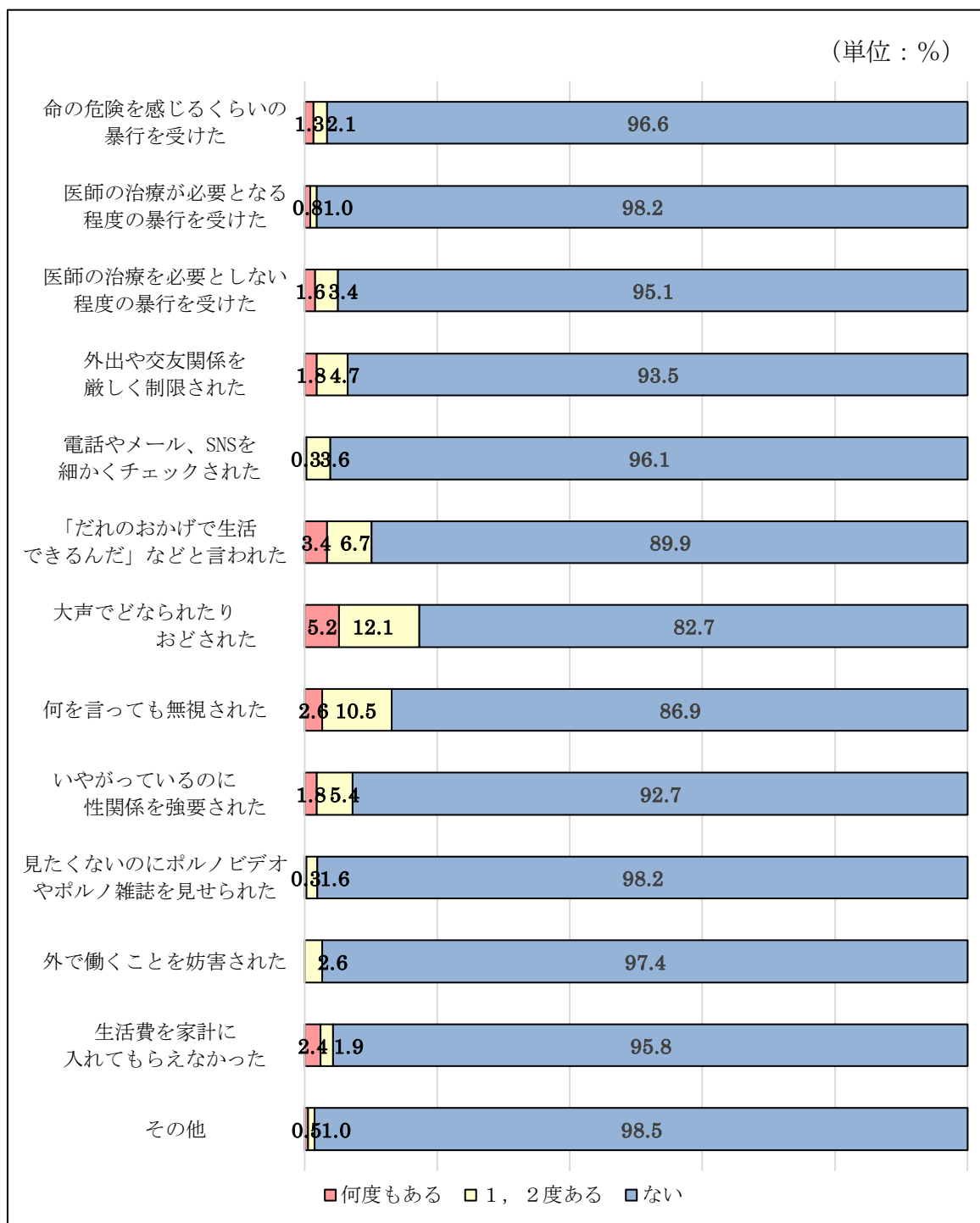
互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員としての関係を築くことは、男女共同参画社会を形成する上で基本となるものであり、現在、その実現に向けて国や地方公共団体をはじめ、社会全体で取り組んでいます。しかし、DVなどの身近な男女間での暴力は、テレビ、新聞などを賑わすような深刻な暴力から家庭内の表面化しないような暴力まで、大小を問わず日々発生しています。この背景には、対等なパートナーとしての意識の欠如や、慣行・慣習としての固定的な役割分担意識などが影響していると考えられ、パートナーに対する暴力は、身近な社会で起こりうる構造的な問題として捉えて、対策を講じていく必要があります。また、この暴力には、殴る、蹴るなどの「身体的暴力」のみならず、心無い言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するなどの「性的暴力」も含まれます。

本町が実施した住民アンケートにおけるパートナーからの暴力に関する質問（図6）では、「される（された）ことがない」という回答がほとんどでした。しかしながら、全ての項目で、被害を受けたことがある（「何度もある」または「1、2度ある」）という回答があり、なかでも、「大声でどなられたりおどされた」「何を言っても無視された」など、精神的なものが多い傾向にありました。また、男性で被害を受けたことのある方もいますが、被害者の多くは女性（図7）となっています。

暴力を受けた時の相談（図8）について最も多かったのは、「どこ（だれ）にも相談しなかった」であり、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」が27.6%となりました（表1）。しかし、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思った」や「相談しても無駄だと思った」という人も約1割おり、性別で比較すると女性の方が「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思った」と回答した人が多くみられました。また、暴力を受けた時の相談先（図8）は、「友人・知人」「家族・親戚」といった身近な人への相談が多く、公的な機関への相談は少ない傾向となりました。

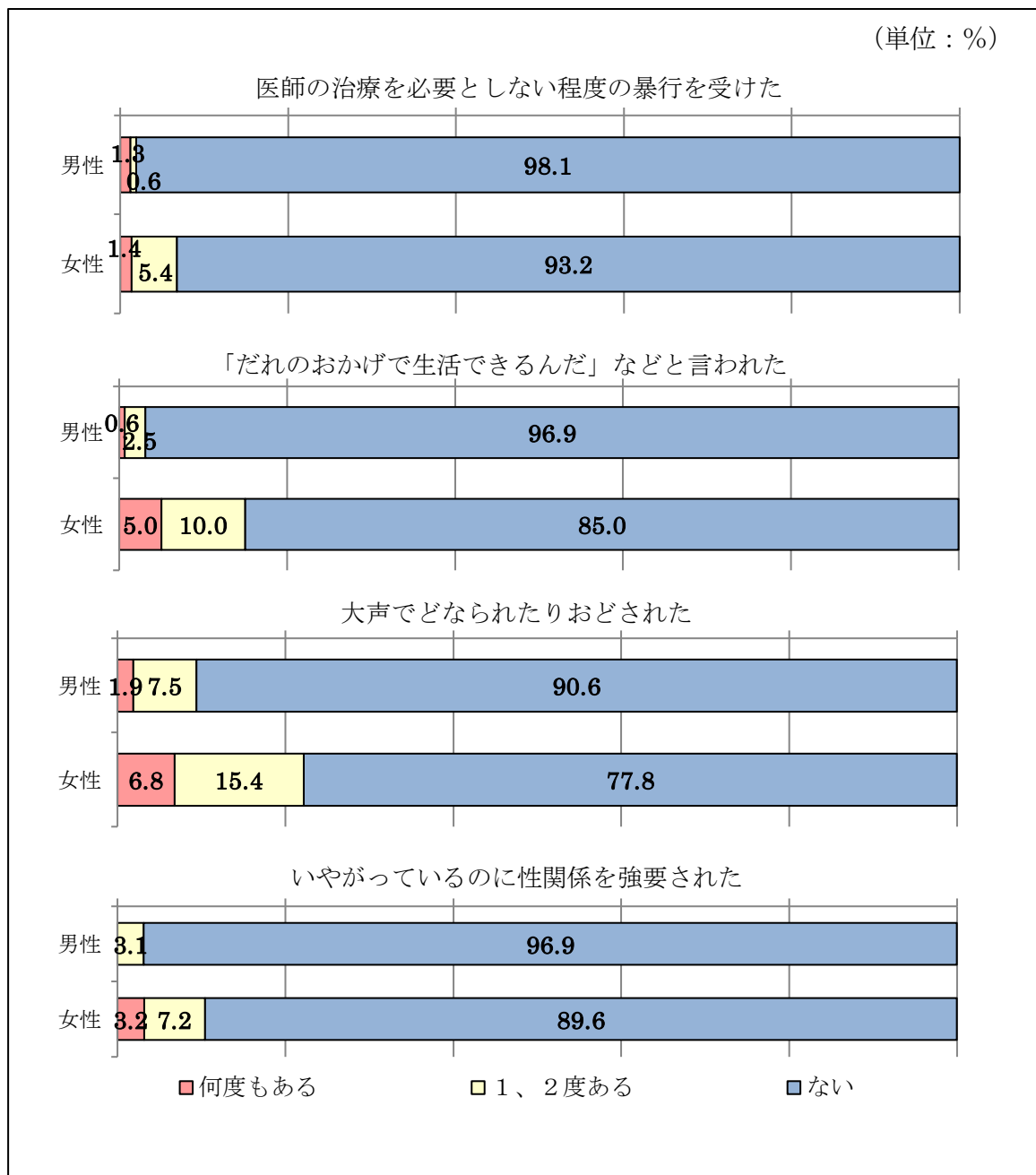
男女間の暴力は、重大な人権侵害であり、犯罪です。このような暴力を未然に防ぐため、意識啓発や教育を行い、暴力を許さないまちにしていく必要があります。特に、女性が被害者となる事例が多いことから、女性に対する暴力を防止するための取組みを推進していくことが求められます。また、各種相談先との連携を強化し、暴力の被害者や悩んでいる人が相談しやすい環境と支援体制の整備が必要となります。

図7 パートナーからの暴力について



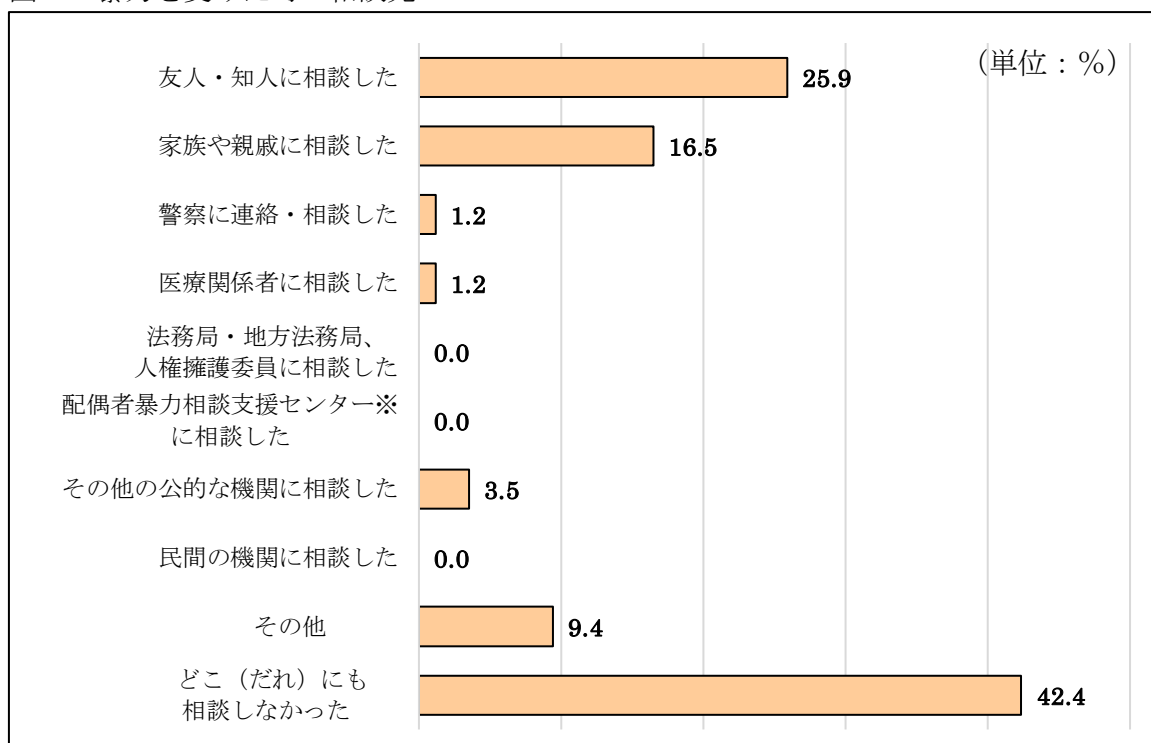
資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

図8 パートナーからの暴力について（性別）



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」（令和2年度）

図9 暴力を受けた時の相談先



※愛媛県男女共同参画センター、愛媛県福祉総合支援センター

資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

表1 暴力の被害を相談しなかった理由

(単位: %)

	全体	男性	女性
相談するほどのことではないと思った	27.6	40.0	25.7
自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った	11.8	5.0	13.5
相談しても無駄だと思った	13.2	15.0	12.2
自分にも悪いところがあると思った	10.5	15.0	12.2
恥ずかしくて(世間体が悪くて)相談できなかった	7.9	10.0	6.8
他人を巻き込みたくなかった	3.9	0.0	4.1
どこ(だれ)に相談したらよいか分からなかった	2.6	0.0	2.7
子どものために我慢するしかないと思った	6.6	0.0	8.1
そのことについて思い出したくなかった	2.6	5.0	1.4
相談することによって、更に不快な思いをさせられると思った	5.3	5.0	5.4
相手の行為は愛情の表現だと思った	1.3	0.0	1.4
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った	2.6	0.0	2.7
他人に知られると、これまで通りの付き合いができなくなると思った	1.3	0.0	1.4
その他	2.6	5.0	2.7

資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

施策の方向

①パートナーからの暴力を許さないまちづくり

- 暴力は犯罪であり許されない人権侵害であるとの認識を持ち、パートナーへのあらゆる暴力の根絶を目指し、情報提供や意識啓発を図ります。一人ひとりが人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、家庭、地域、学校等あらゆる場において学習機会の提供に努めます。

②相談体制の充実及び支援体制の整備

- 暴力やハラスメントの被害が個人的な問題として潜在化しないよう、関係機関と連携し、情報提供や意識啓発、相談、自立支援体制の充実を図ります。
- DV被害者が抱える問題や悩みは複雑で多岐にわたるため、早期の支援と適切な対応が重要であることから、悩まないでどこに相談すればよいか明確にするために相談窓口のワンストップ化を目指します。
- 緊急にDV被害者等の安全を確保する必要がある場合に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化して取り組んでいきます。
- 精神的にも不安定な状態になるDV被害者及び子どもへの心理的ケアを推進するため、関係機関と連携し、被害者等の立場に立った支援を行えるよう体制を整備します。

◆重点目標◆

(2) 人権意識の高揚と暴力の根絶

現状と課題

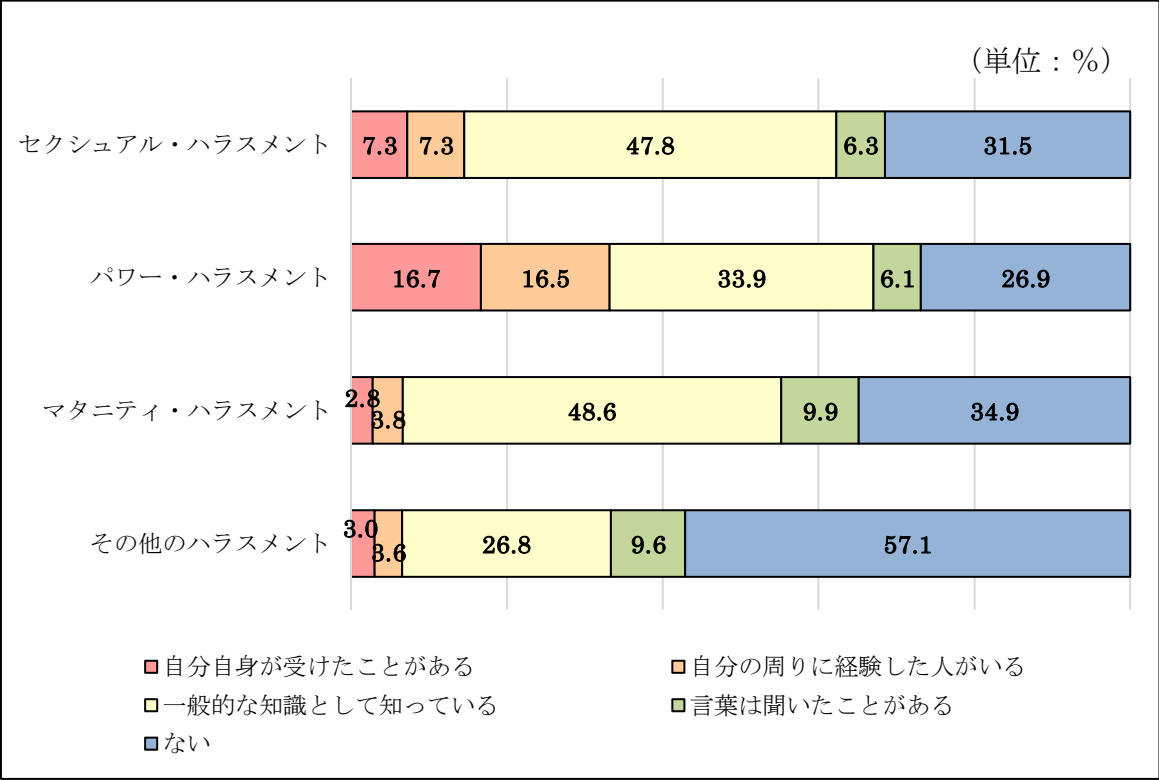
男女共同参画社会の実現を妨げる暴力として、DVに加え、児童虐待^{*12}、障がい者や高齢者に対する虐待などがあります。また、地域社会や職場等において、ハラスメントも深刻な問題となっており、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント^{*13}、パワー・ハラスメントの対策を講じることは、事業主の義務として法律で定められています。さらに、近年では、インターネットの普及により、リベンジポルノ^{*14}やJKビジネス^{*15}なども問題となっています。

本町で実施した住民アンケートにおけるハラスメントについての質問(図9)では、「パワー・ハラスメント」が「自分自身が受けたことがある」と「自分の周りに経験した人がある」どちらも最も多い状況でした。また、「自分自身が受けたことがある」は、どのハラスメントにおいても、男性より女性が多い結果となり、被害者の多くは女性となっています。

男女間における暴力を防止するために必要だと思うこと(図10)については、どの項目も差がない結果となりました。このことから、暴力の防止に向けた施策を総合的に取り組んでいくことが求められていると分かります。

このようなあらゆる暴力を根絶するためには、それぞれの人権が尊重されるような学習や教育を幅広い世代に対して行っていくことが必要となります。DVと同じく、女性が被害者となる事例が多いことから、女性に対する暴力を防止するための取組みを推進していくことが求められます。また、被害者の支援として、各種相談先との連携を強化し、相談体制を整備することが必要です。

図 10 ハラスメントについて



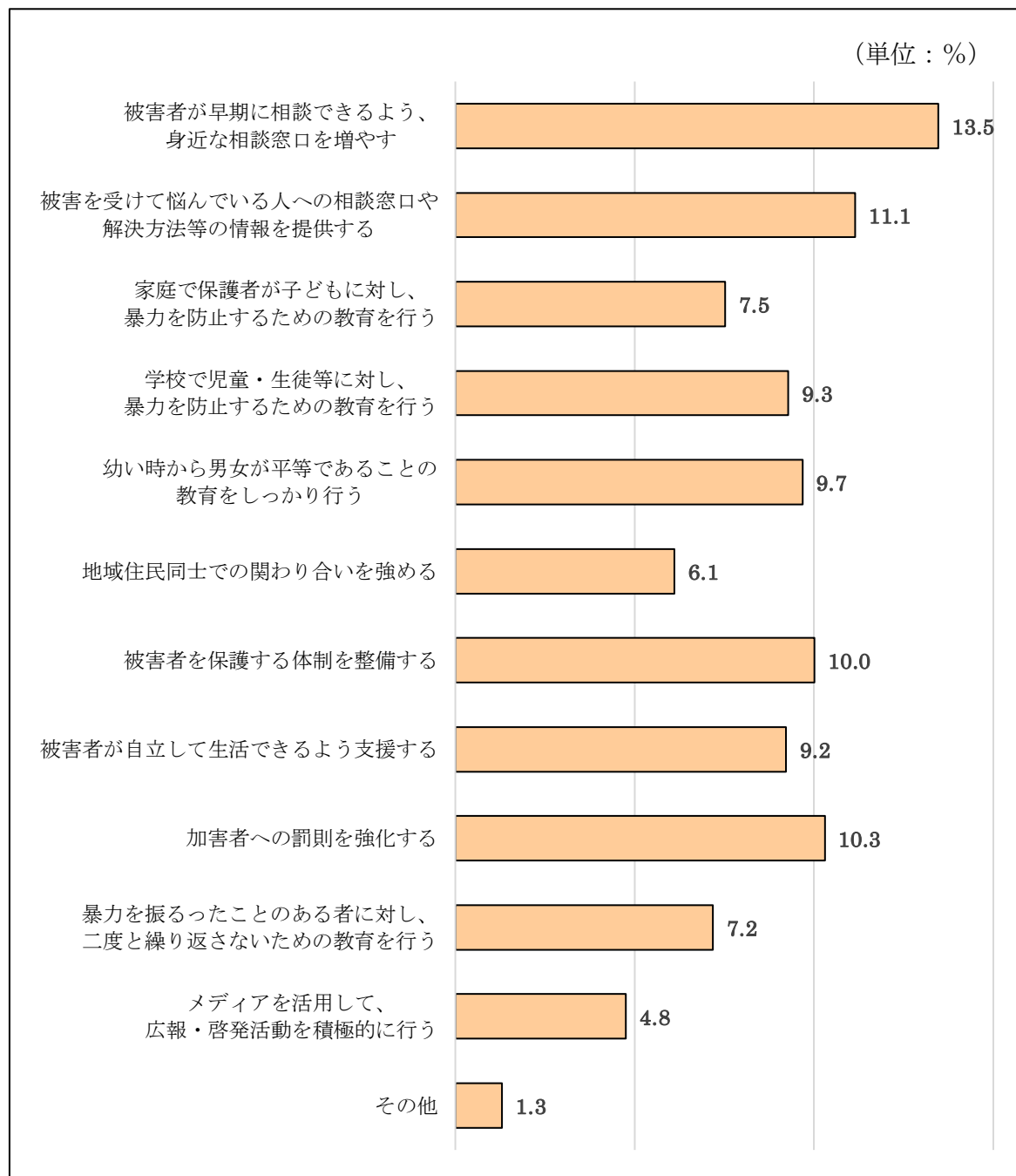
資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」（令和 2 年度）

表 2 セクシュアル・ハラスメントについて (単位：%)

	男性	女性
自分自身が受けたことがある	0.6	11.2
自分の周りに経験した人がある	8.0	6.9
一般的な常識として知っている	51.9	45.9
言葉は聞いたことがある	5.6	6.9
ない	34.0	29.2

資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」（令和 2 年度）

図 11 男女間における暴力を防止するために必要なこと



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

施策の方向

①あらゆる差別と暴力等を許さないまちづくり

- 人権侵害にあたるような性表現や暴力表現等は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、これらの表現等を行わないよう、意識啓発や情報提供を行います。
- 暴力は犯罪であるという認識を深め、被害者、加害者にならないための学習の機会を提供するとともに、あらゆる暴力の根絶についての意識啓発に努めます。
- インターネット上のコミュニケーションツールを利用した性犯罪、性暴力等に巻き込まれない知識と対応を身につけるための情報提供や学習機会を提供します。

②相談体制の充実及び支援体制の整備

- ハラスメントの相談や女性相談等ができる窓口を周知徹底するとともに、相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。
- 暴力の発見や防止に努めるとともに、被害者に緊急避難の必要があると認められる場合には、関係機関との連携・協力により、一時保護等による被害者の安全確保の支援を行います。また、被害者に子どもがいる場合は、同様に関係機関と連携のうえ、子どもの安全確保を図ります。

◆重点目標◆

(3) 生涯を通じた健康支援

現状と課題

生活様式の多様化や少子高齢化・人口減少という社会環境の中、男女が互いの性を理解し思いやり、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。男性と女性にはそれぞれ特有の健康上の特性がありますが、特に女性においては、心身の状況が年代に応じて大きく変化します。なかでも、妊娠・出産は大きな節目であることから、安心して安全に子どもを産み、育てることができる環境づくりが重要となります。

本町においては、砥部町第2次健康づくり計画・食育推進計画^{*16}などにに基づき、子どもから高齢者までの各ライフステージにおける健康づくりの支援に取り組んでいます。その中で、生活習慣病やがんなどの疾病の早期発見・早期治療の促進のため、特定健康診査やがん検診を行っていますが、本町における受診率は低い状況となっています（表3）。

男女が互いの性を理解し思いやり、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、個々が心身の健康についての正しい情報や知識を入手し、主体的に行動できるようになることが望まれます。

さらに、薬物の乱用や感染症などの健康を脅かす問題もあることから、これらの予防知識などの普及啓発活動も必要となります。

表 3 令和元年度特定健康診査・各種がん検診受診率
(単位：%)

種類	受診率
特定健康診査	35.0
胃がん	19.8
大腸がん	19.1
肺がん	12.2
子宮がん	16.9
乳がん	25.8

数値 保険健康課

施策の方向

①生涯を通じた健康づくり

- 思春期や妊娠・出産期、老年期など年齢やライフサイクルに合わせた心身の健康づくりを推進し、生涯を通じた健康を支援します。
- あらゆる世代が、健康診断、保健指導・相談、性差に応じた的確な医療サービスの提供が受けられるよう、生涯を通じた健康の保持に向け、健康づくりを推進します。また、各種がん検診等の受診啓発活動や健康教室を実施し、ライフステージに応じた健康管理体制の充実を図ります。
- 喫煙、薬物乱用などの心身に及ぼす危険性や、新たな感染症対策に関する正しい知識について情報提供や意識啓発を行い、健康管理の意識向上に努めます。

②母子保健・医療の充実

- 妊娠から出産期において、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など母子保健施策を充実し、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。
- 砥部町第2次健康づくり計画・食育推進計画に基づき、ライフステージに合わせた食育の推進を図るなかで、発育・発達の重要な時期にある乳幼児期の子どもがいる家庭への食育に重点を置き、情報提供や啓発活動を行います。

◆重点目標◆

(4) 防災・減災対策における男女共同参画の推進

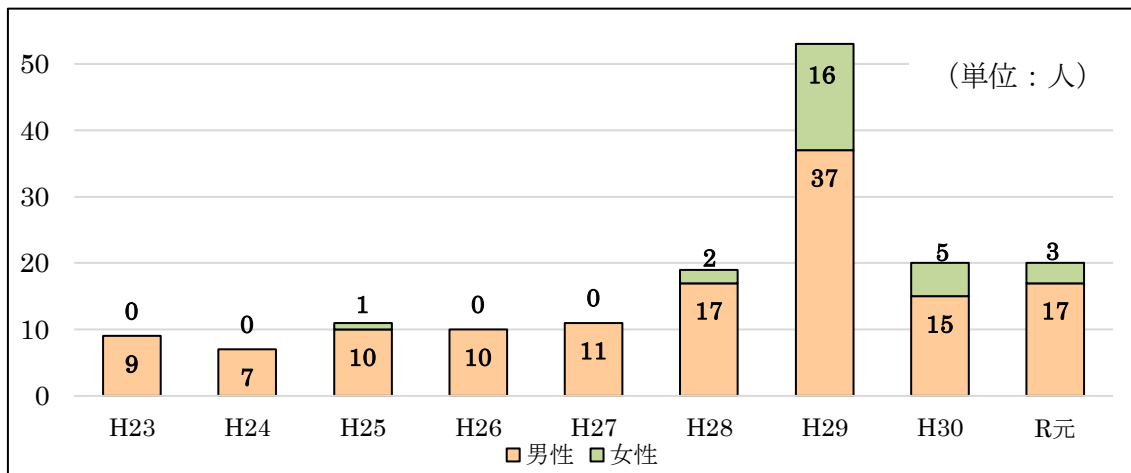
現状と課題

近年、全国的に大規模な自然災害が多発するとともに、今後、南海トラフ巨大地震の発生が想定されているなかで、住民の防災意識は高まっています。大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすため、多様な方々の視点を取り入れた防災体制の整備が求められています。しかし、東日本大震災や熊本地震での避難所の運営方針等で男女共同参画の視点が十分に反映されておらず、男女のニーズの違いなどが配慮されていないという課題が生じました。

本町では、自主防災組織における防災活動の中心的役割を担う人材として、令和元年度までに160名の防災士を養成していますが、そのうちの女性の割合は、16.9%(27名)と少ない状況にあります(図11)。

災害が発生した際には、平時の社会の課題が際立ちます。そのため、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制を整備しておくことが強く求められていることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、多様な方々の視点を取り入れた防災体制を整備する必要があります。また、発災時の避難所運営や被災者支援においても、男女共同参画の視点が十分に配慮された運営が必要となります。

図12 防災士養成数



数値 総務課危機管理室

施策の方向

①男女共同参画の視点での防災・減災対策の整備

- 災害時に起こる様々な問題を解決できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を図ります。
- 地域における自主防災組織等の育成などを通じて地域の防災力の向上を図るとともに、それらの活動における男女共同参画を推進します。



主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

◆重点目標◆

(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

本町の審議会等の委員への女性の登用は、総合計画や第1次計画において40%を目標に掲げていますが、令和2年4月1日現在27.2%に留まり、各種委員会（教育委員会や選挙管理委員会など）では、12.5%に留まっています（表4）。本町が実施した住民アンケートにおいて、女性がもっとついたりの方が良いと思う役職や公職を聞いた質問（図12）では、「県や市町の審議会などの委員」が63.2%となっていることから、ポジティブ・アクション^{*17}の導入も含め、女性を登用するための取組みを進めていく必要があります。

また、本町の役付職員への女性の登用については、課長補佐や係長職の職員の女性比率は以前に比べると増えてきましたが、依然として課長職には女性がおらず、課題が残っています。職員の仕事と子育ての両立の支援を推進することを目的とした砥部町特定事業主行動計画^{*18}では、令和6年度までに、幼稚園、保育所及び認定こども園を除く管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を10%以上にすることを目標にしています。今後も、誰もが意欲や能力を発揮できる環境を整備し、性別を問わず能力の高い人材を登用するとともに、積極的に方針決定過程に女性が参画できるよう取り組む必要があります。

表4 審議会等への女性の登用状況

（単位：％）

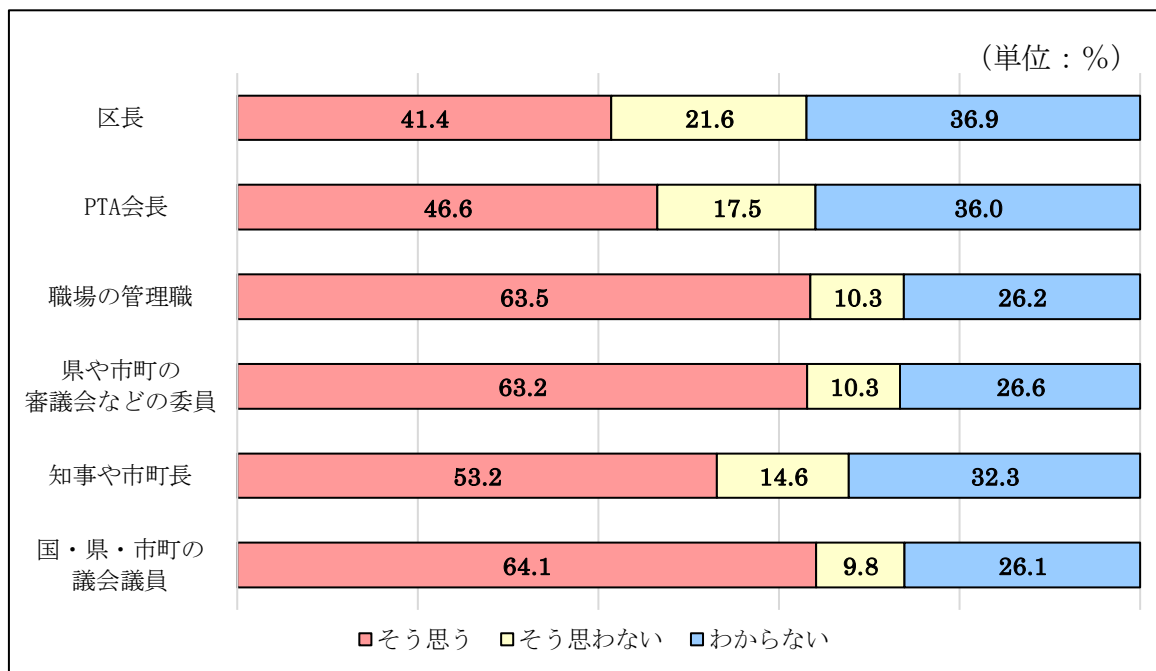
審議会及び委員会等			女性比率
地方自治法第 202 条の 3 に基づく 審議会等※1			27. 2
地方自治法第 180 条の 5 に基づく 委員会等※2			12. 5
町議会			6. 3
自治会会長（区長）			1. 7
PTA	小学校	会長	0. 0
		役員	41. 2
	中学校	会長	0. 0
		役員	40. 0
町の役付職員（係長以上）			34. 8
管理的地位にある職員における女性職員			9. 8

※1 法令・条例で設置されている地方自治法に基づく審議会等（附属機関）

※2 法律により置かなければならない教育委員会や選挙管理委員会等

資料 「令和2年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」及び「特定事業主行動計画に基づく実施状況」

図 13 女性がもっとついった方がよい役職や公職



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

施策の方向

①町の審議会等への女性委員の登用促進

- 行政、各種団体及びその他関係機関と連携を図り、ポジティブ・アクションを導入することで、政策や方針決定過程への女性の登用率向上を目指します。また、住民の町政への参画を促進するため、積極的に審議会等委員を公募します。
- あらゆる世代の人が、性別にとらわれることなく町の審議会等に参画し、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって意見が反映される仕組みづくりに努めます。

②管理職への女性の登用促進

- 砥部町特定事業主行動計画により、公平かつ平等な職員の採用及び女性の管理職登用を促進します。
- 男女の均等な機会及び待遇の確保を図り、社会の多様性と活力を高めるという観点で極めて重要な取組みであることから、男性職員の家事・育児参画や子育てを行う女性職員の活躍推進に努め、女性が積極的に管理職になりやすい環境づくりを目指します。

◆ 重点目標 ◆

(2) 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

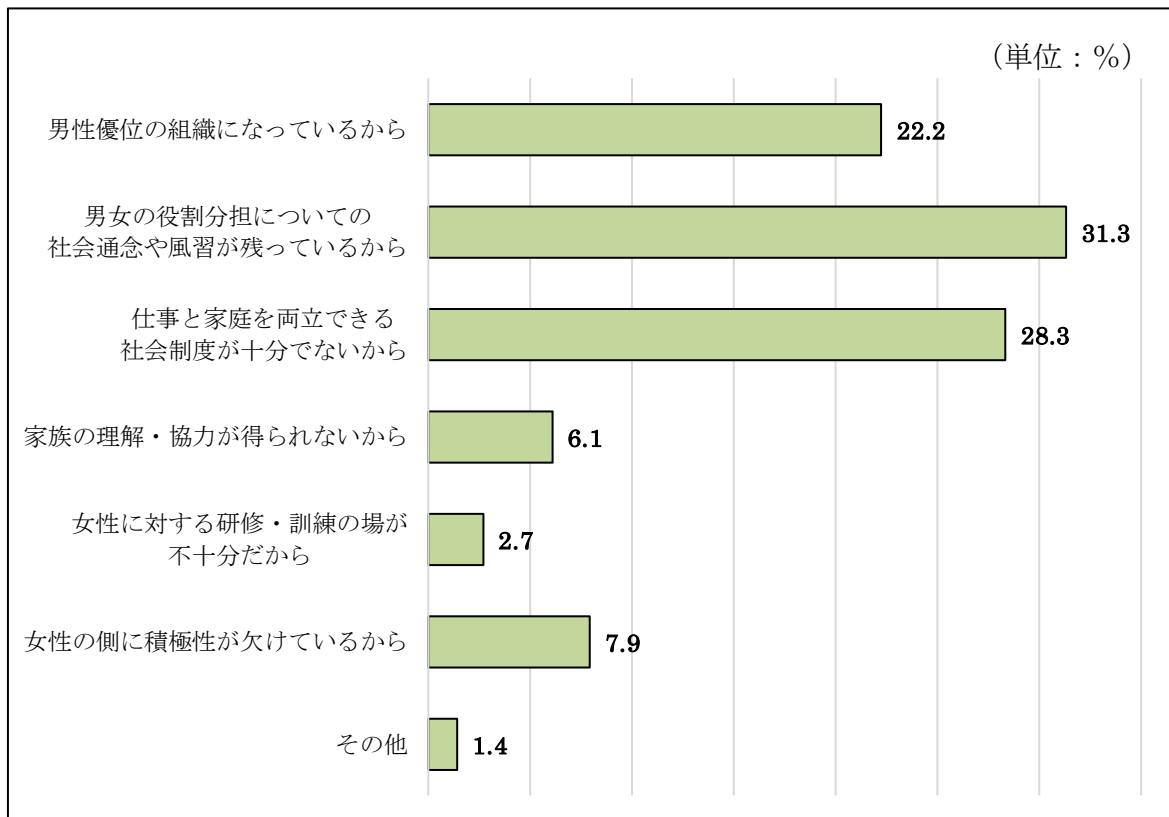
現状と課題

男女が共に暮らしやすい地域や能力を十分に発揮できる職場をつくるためには、方針を決定する場へ男女ともに参画することが求められています。しかし、まだまだ男性中心の意識が残っており、町の各分野における女性の登用は、あまり進んでいないのが現状です。

本町が実施した住民アンケートにおいて、企画や方針決定の場に女性が少ない理由を聞いた質問（図 13）で多かった回答は、「男女の役割分担についての社会通念や風習が残っているから」「仕事と家庭を両立できる社会制度が十分でないから」「男性優位の組織になっているから」というものでした。

男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女がともに方針決定過程へ参画して様々な意見を反映していく必要があります。そのためには、女性が方針決定過程へ参画できる環境づくりや機運の醸成が重要です。また、女性が様々な分野において個性や能力を発揮できるように、能力開発を図る講座や学習機会の情報を提供していく取組みも必要です。

図 14 企画方針決定の場に女性が少ない理由



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」（令和2年度）

施策の方向

①地域・職場での女性参画への啓発促進

- 地域や職場など、住みよい地域社会を築くために、慣行を見直し、自治会等の役員への女性登用の拡大を図ることで方針決定過程へあらゆる意見や考え方を反映させるように促進します。

②女性の人材育成と情報提供

- 女性の活躍が推進されるよう、多様な生活スタイルに配慮のうえ、様々な能力を身につけるための講座や学習の機会を提供することで、女性の能力開発に努めるとともに、生涯にわたる社会参画促進の支援を行います。
- 就業・起業を目指す女性に対する支援として、国・県等が主催するセミナーや講演会等の情報を収集し、提供します。



主要課題4 仕事と家庭生活の両立支援

◆重点目標◆

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

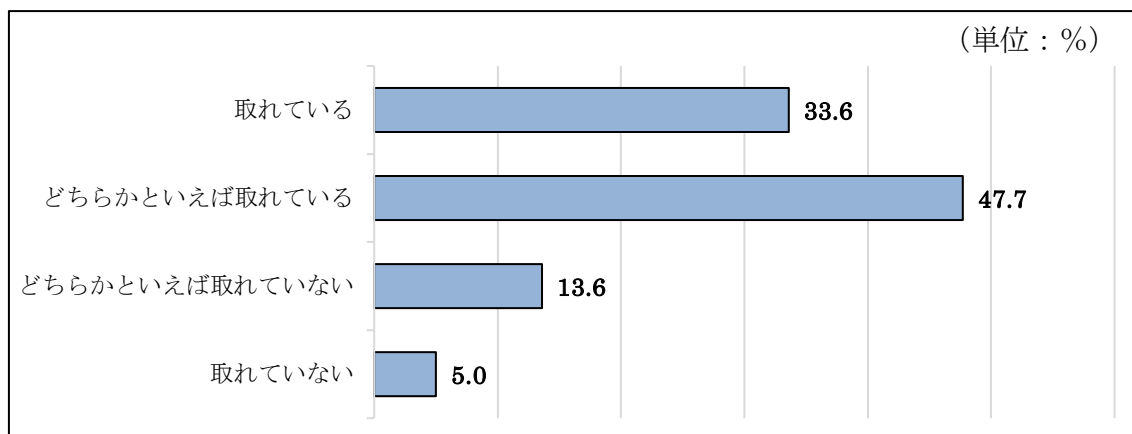
性別や世代を問わず、誰もが充実した生涯を過ごすために、仕事と子育て、介護などの家庭生活を両立できる環境を整備していくことは、少子高齢化・人口減少時代を迎えた現代で男女共同参画社会を実現するために極めて重要です。国においては、育児・介護休業法^{*19}で、子育てや介護などの家庭の状況により時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援が進められています。さらに、平成31年4月には、働き方改革関連法^{*20}が施行され、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた措置が講じられています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワークを導入する企業が増えています。

本町が実施した住民アンケートにおいて、ワーク・ライフ・バランスの実感について聞いた質問（図14）では、「取れている」「どちらかといえば取れている」と答えた人は約8割という結果になりました。残業や休日勤務の状況も「ほとんどない」が最も多く、年次有給休暇も取りやすい傾向にあると読み取れることから、本町では、ワーク・ライフ・バランスを取れている人は多いと言えます。しかし、ワーク・ライフ・バランスを「取れていない」「どちらかといえば取れていない」と答えた人の理由では、仕事の負担を感じているものが多くみられました。

また、女性が働き続けるために必要なことを聞いた質問（図15）では、「保育施設の充実や保育時間の延長」「育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進」といった制度面の整備の意見も多くみられましたが、最も多かったのは「パートナーや職場の人など周りの人の理解があり、協力を得られる」でした。

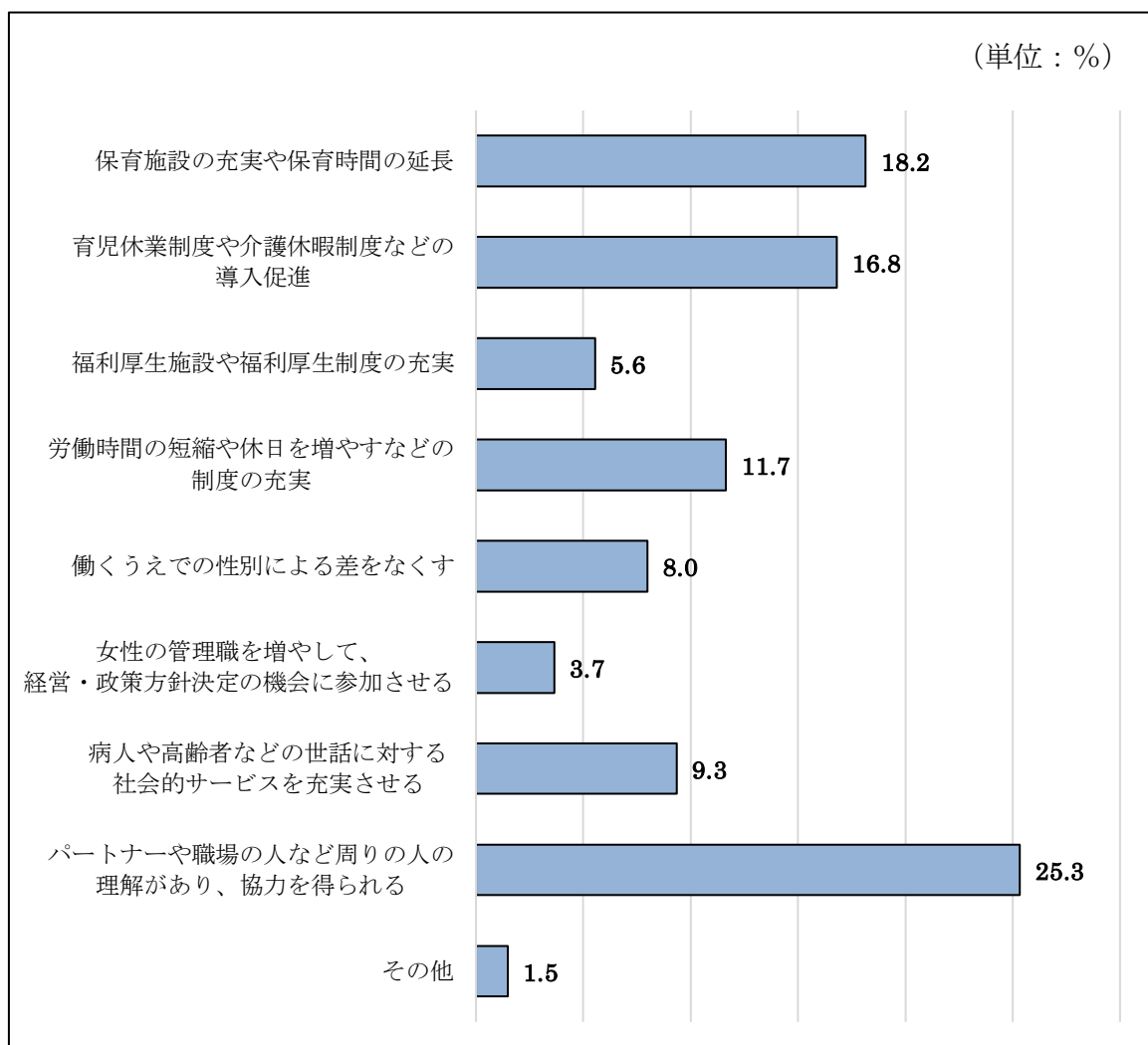
家庭での役割は、女性が多くを担っている現状があることから、男性が家事・育児等へ積極的に参加するよう働きかけるとともに、子育てや介護をしていない人たちに対しても、子育てや介護についての理解が深められるような啓発を行うことが重要となります。さらに、企業等に対して育児休業や介護休業などの制度の整備やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みに向けた支援が必要です。

図 15 ワーク・ライフ・バランスの実感



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

図 16 女性が働き続けるために必要なこと



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

施策の方向

①育児休業・介護休業制度などの普及啓発

- 男性の家事や子育て、介護等への積極的な参画を促進するため、各種教室などの学習機会の提供の充実を図ります。
- 性別にとらわれず、家族で家事や子育て、介護等の家庭的責任を果たすことができるよう、家庭における男女共同参画意識を高めるための情報提供を行います。
- 育児・介護休業を取得しやすい環境を整備するため、働き方の見直しを促進するとともに、それらの情報提供や周知啓発などに努めます。

②子育てや介護・介護予防支援の充実

- 乳児家庭全戸訪問や子育てに関する学習の機会、相談体制などを実施することで、子どもの成長を見守り、子育て家庭を地域で応援する機運を促進します。
- 多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実を図ります。
- 高齢者や障がい者を介護する家族については、介護支援サービスなどに関する情報提供を行うとともに、家族介護者への支援や相談体制の充実を図ります。

③多様な働き方への対応支援

- 多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実を図ります。（再掲）
- 安心して出産・子育てができる職場環境の整備を図るため、女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底を図り、産後も引き続き、能力を十分に発揮する機会を確保するための環境づくりを目指します。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識と制度の両面が整備されるように取り組みます。

◆重点目標◆

(2) 男女の均等な雇用環境の整備

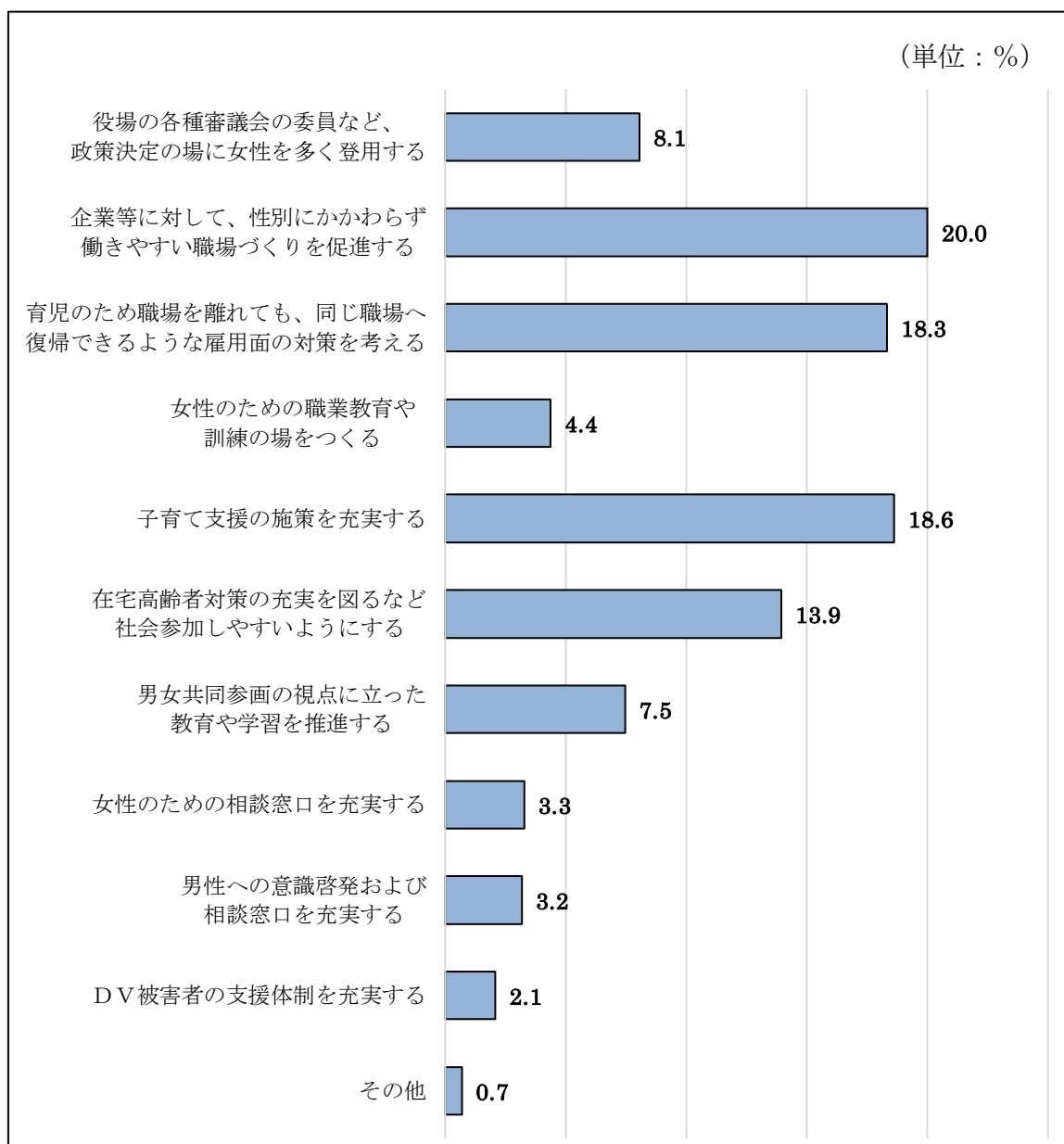
現状と課題

就業は、日常生活の経済的な基礎を形成する重要な分野であり、労働は、生活を営むうえで必要な社会活動です。人口減少局面を迎え、生産労働人口が減少しているという現状もあることから、性別や年齢などに関わらず、働きたいと希望する人が個性と能力を発揮し、いきいきと働ける社会の実現が求められています。男女雇用機会均等法^{*21}や女性活躍推進法などにより、女性の活躍に関する法の整備などが行われている一方、固定的な性別による役割分担意識やハラスメントなどの課題があるのが現状です。

本町が実施した住民アンケートにおいて、本町に期待すること（図16）を聞いたところ、「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」や「育児のため職場を離れても、同じ職場へ復帰できるような雇用面の対策を考える」が多く、男女が平等に働くことのできる環境づくりが強く求められているとうかがえます。

性別や年齢などに関わらず、働きたいと希望する人が個性と能力を発揮し、いきいきと働ける社会の実現には、女性が出産や育児等を経験しても、働き続けられる環境づくりが重要となります。さらに、女性の活躍には、男性の意識や行動が深く関連します。しかし、男性中心の労働環境が、男性の育児休業や介護休業取得を妨げていることから、性別を問わず、必要な人が必要な制度を利用でき、不当な扱いを受けることのない環境の整備が求められています。また、家族経営であることの多い農林業においても、男女がそれぞれの意欲や能力に応じて、共に参画できるような意識の普及啓発が必要です。

図 17 今後砥部町に期待すること



資料「砥部町男女共同参画社会に関する住民アンケート」(令和2年度)

施策の方向

①雇用の機会均等な待遇確保の促進

- 企業における女性の積極的な登用を進めるために、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を促進します。
- 意欲のある女性のキャリアアップに必要な学習機会などの情報提供に努めます。
- 女性がスキルアップを図りながら活躍できるよう、ポジティブ・アクションに取り組む企業を支援し、先進的な事例の収集・情報提供を行います。

②男女がともに働きやすい環境の整備

- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの法律・制度の周知を行い、長時間労働の抑制、均等な機会・待遇の確保、女性の管理職への登用等、男女が共に働きやすい職場づくりに関する研修等の情報提供を行います。
- 女性活躍推進法の基本的な考え方を踏まえ、就労意欲のある女性がそのライフスタイルにあった就業ができるよう、意欲や能力を向上させるための学習機会の情報提供を行うとともに、妊娠・出産・子育て、介護を担う労働者が働き続けられるよう、職場環境の整備についての情報提供や啓発活動を行います。

③農林業において女性が働きやすい環境づくり

- 農林業に携わる人が十分に能力を発揮できるよう、家族従業者の役割に対する意識啓発を進めるとともに、就業条件改善への情報提供を行います。
- 農林業に携わる女性のネットワークなどの体制を整備し、先進的な取組みや知識・技術などの情報交換などを行うことで女性後継者の育成を支援します。

表5 アンケートの概要

【住民アンケート】	
1 対象者	町内の20歳以上の男女1,000人 (男女各500人、住民基本台帳より無作為抽出)
2 実施期間	令和2年8月22日から令和2年9月18日まで
3 実施方法	アンケート用紙(選択式及び記述式)を郵送配布し、返信封筒で回収
4 回収状況	398人 39.8%(内訳 男性164人 32.8%、女性226人 45.2%)
【事業所アンケート】	
1 対象者	町内の事業所のうち100事業所(無作為抽出)
2 実施期間	令和2年8月22日から令和2年9月18日まで
3 実施方法	アンケート用紙(選択式及び記述式)を郵送配布し、返信封筒で回収
4 回収状況	40事業所 40%

第3章 推進体制

1 推進体制

(1) 庁内各課の連携強化

男女共同参画計画における施策は、広範囲で多岐にわたっており、個々の施策を総合的かつ効果的に進めていくためには、庁内各課において男女共同参画の意識を持って施策に取り組んでいくとともに、緊密な連携と調整が必要です。

そのため、庁内の横断的な組織である「砥部町男女共同参画推進本部」及び「砥部町男女共同参画推進本部推進委員会」において、計画の進捗状況などの点検・見直し調整を行いながら男女共同参画社会の実現に努めます。

(2) 町と住民・各種団体などとの協働と連携

男女共同参画計画における各種施策を、総合的かつ効果的に進めていくためには、地域住民や各種団体などとの協働のもと、連携して取り組む必要があります。

そのため、地域住民や各種団体なども加わった「砥部町男女共同参画推進審議会」において、定期的な計画に基づく施策の実施状況、アンケートなどの結果報告・公表に努めます。

(3) 国・県・関係機関との連携強化

男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、非常に広範囲にわたるため一つの町の施策だけで効果を上げることはできません。

そのため、国・県・関係機関との関係は、本計画を効果的に実施する上で大変重要であり、緊密な連携に努める必要があります。

2 数値目標

男女共同参画計画を具体的に推進するため、次の項目について数値目標を定めます。
 なお、目標年度は、計画の中間年である令和7年度と最終年である令和12年度とします。

主要 課題	目 標 項 目	現 状		目 標 値	
		基準日	数値	R7年	R12年
1	地域社会の中で男女平等となっていると思う人の割合	R2.9	21.3%	30%	50%
2	「DV」という用語の周知度	R2.9	83.7%	90%	95%
3	審議会等における女性委員の割合	R2.4	27.2%	40%以上	
	幼稚園、保育所及び認定こども園を除く管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	R2.4	9.8%	10%以上	15%以上
4	町主催の男女共同参画推進関連セミナー開催数（累計）	R2.4	4回	9回	14回

参考資料

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律 第 718 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 法律 第 160 号

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(後略)

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(後略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）

又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判

所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、

又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発す

るものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法

等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。（後略）

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。（後略）

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（後略）

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（後略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方

針に即して、次条第 1 項に規定する一般事業主行動計画及び第 19 条第 1 項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 2 節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第 8 条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対す

る報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、そ

の結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- (4) 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- (5) 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(後略)

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（後略）

附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（後略）

愛媛県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 26 日 条例第 10 号

改正 平成 16 年 12 月 24 日 条例第 47 号

(前文)

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けたさまざまな取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。
- 7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。
- 8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

- 4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表に際しての留意)

第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(農林水産業等の分野における環境整備)

第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報活動及び教育分野における措置)

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体(以下「県民等」という。)の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制

(財政上の措置等)

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第 18 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(県と市町との協働)

第 19 条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

(事業者からの報告等)

第 20 条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

第 21 条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第 22 条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6 月 17 日から 23 日までとする。

(推進体制の整備)

第 23 条 第 17 条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第 4 章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

第 24 条 県民等からの次条第 1 項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の数は、3 人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。
- (苦情及び人権侵害の申出)
- 第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。
- (1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合
 - (2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合
- 2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。
- (1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。
 - (2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。
- 3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。
- 4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。
- 5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

- 第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。
- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。
- 2 参画会議は、委員21人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。

- 5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

- 第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第47号抄）

(施行期日)

この条例は、平成17年1月16日から施行する。（後略）

砥部町男女共同参画推進審議会規則

平成23年3月17日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、砥部町執行機関の附属機関設置条例（平成23年砥部町条例第4号）第4条の規定に基づき、砥部町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進施策及び推進状況に関する事項
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項

(委員の構成)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は関係団体が推薦する者
- (3) 公募に応募した町民
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が委嘱されるまでは、その職務を行うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長を定めるための会議は、町長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

砥部町男女共同参画推進本部設置要綱

平成23年4月21日

砥部町訓令第3号

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成の実現に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、砥部町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進委員会)

第5条 第2条の所掌事項に関する具体的事項について調査し検討するために、推進本部に推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には企画政策課長を、副委員長には企画政策課長補佐を、委員には別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括し、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部及び推進委員会の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務課長、企画政策課長、商工観光課長、戸籍税務課長、保険健康課長、介護福祉課長、子育て支援課長、建設課長、農林課長、生活環境課長、上下水道課長、会計課長、学校教育課長、社会教育課長、議会事務局長

別表2（第5条関係）

総務課、企画政策課、商工観光課、戸籍税務課、保険健康課、介護福祉課、子育て支援課、建設課、農林課、生活環境課、上下水道課、会計課、学校教育課、社会教育課及び議会事務局に所属する概ね係長以上の職員で本部長の認めた者
--

砥部町男女共同参画推進審議会委員名簿

	氏名	所属団体	規則第3条 該当個所
会長	門田 誠	砥部町区長会	各種団体の推薦 する者
委員	三谷 吏代	砥部町社会福祉協議会	各種団体の推薦 する者
委員	芳之内 徹	砥部町商工会	各種団体の推薦 する者
委員	佐野 洋子	砥部町人権擁護委員	各種団体の推薦 する者
委員	土居 慶子	NPO法人とべ子育て支援 団体ぽっかぽか	各種団体の推薦 する者
委員	白石 久美	とべりて	各種団体の推薦 する者
委員	大内 祐衣	砥部町青年農業者協議会	各種団体の推薦 する者
委員	石丸 世志	(公財) えひめ女性財団	識見を有する者
委員	竹下 浩子	愛媛大学	識見を有する者
委員	壽野 章子	公募委員	公募委員

(令和3年1月31日現在)

用語解説

用語	内容
*1 男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日に公布・施行された法律です。
*2 DV防止法	正式名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と言います。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。 「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」を含み、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力は、この法律を準用することとされています。
*3 女性活躍推進法	正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と言います。女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律です。
*4 持続可能な開発目標（SDGs）	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

用語	内容
*5 イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）を言います。
*6 セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の行動のことで、身体の不必要な接触、性関係の強要、性的な形態のものが含まれます。男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである」と定義されています。
*7 パワー・ハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものです。客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。
*8 ドメスティック・バイオレンス（DV）	英語の「domestic violence」を表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。
*9 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態を言います。また、平成19年に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民1人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

用語	内容
*10 L G B T	レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性と心の性が一致せず、身体の性に違和感を持つ人）の頭文字をとって組み合わせた言葉です。性的少数者を表す言葉の一つとして使われることもあります。
*11 ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
*12 児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年制定）では、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）が、その監護する児童（18 歳に満たない者）に対して行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児・監護放棄）、心理的虐待の行為をすることとされています。
*13 マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされること等を指します。事業主による不利益取扱い、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において禁止されています。
*14 リベンジポルノ	恋人に振られた恨みなどから、交際中にプライベートで撮影した裸や性行為等の性的な写真や動画をインターネット上などでばらまく行為です。リベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止を図るため、平成 26 年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されています。

用語	内容
*15 J Kビジネス	主として女子高校生に、マッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたり、屋外で客と散歩させるなどのサービスを提供する営業です。しかし、一部の店舗では、性的サービスが行われており、福祉犯罪の温床となっているとともに、青少年の健全育成に影響を及ぼしています。
*16 砥部町第2次健康づくり計画・食育推進計画	砥部町の健康づくり・食育に係る課題を明らかにしながら、住民一人ひとりが地域で自立していきいきと暮らせるように、住民・地域・行政などが一体となり具体的な施策や目標指標を定めた計画です。
*17 ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
*18 砥部町特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を一体的に策定したもので、様々な次世代育成支援対策や女性職員の活躍と全ての職員の仕事と生活の調和の実現に向けた取組みを推進しています。
*19 育児・介護休業法	正式名称を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」と言います。平成3年「育児休業等に関する法律」として制定され、その後、育児休業だけでなく介護休業を取得する権利も認める法律で、今の名称になっています。育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としているものです。

用語	内容
*20 働き方改革関連法	正式名称を「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」と言います。労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものです。
*21 男女雇用機会均等法	正式名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言います。募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められた法律です。また、平成 29 年からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられています。

図表索引

番号	タイトル	ページ数
図 1	S D G s ロゴ	2
図 2	用語の周知度	6
図 3	結婚や家庭生活について	7
図 4	家庭での役割分担	7
図 5	各分野での男女平等について	9
図 6	子どもの教育方針	9
図 7	パートナーからの暴力について	12
図 8	パートナーからの暴力について（性別）	13
図 9	暴力を受けた時の相談先	14
図 10	ハラスメントについて	16
図 11	男女間における暴力を防止するために必要なこと	17
図 12	防災士養成数	20
図 13	女性がもっとつuitた方がよい役職や公職	22
図 14	企画方針決定の場に女性が少ない理由	23
図 15	ワーク・ライフ・バランスの実感	26
図 16	女性が働き続けるために必要なこと	26
図 17	今後砥部町に期待すること	28
表 1	暴力の被害を相談しなかった理由	14
表 2	セクシュアル・ハラスメントについて	16
表 3	令和元年度特定健康診査・各種がん検診受診率	19
表 4	審議会等への女性の登用状況	21
表 5	アンケートの概要	29

第2次砥部町男女共同参画計画

発行：砥部町

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

Tel : 089-962-2323(代表) Fax : 089-962-4277

